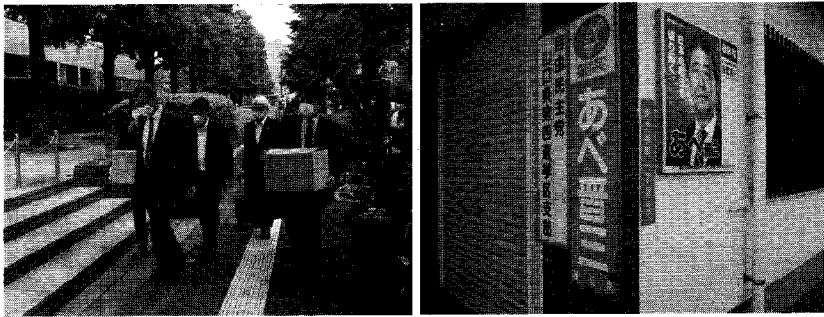


安倍前首相「桜」疑惑、立件の可否判断へ

安倍晋三前首相の「桜を見る会」をめぐる法違反疑惑に対し、東京地検特捜部がようやく動き出した。後半に入る臨時国会で追及の声が高まるのは必至だ。

『読売新聞』オンラインは11月24日、〈独自〉安倍氏側、5年間で800万円超を補填か…「桜」前夜祭、ホテル側が差額受領の領収書作成」との見出しで報じた。記事によると、「桜を見る会」の前夜祭（政治団体「安倍晋三後援会」主催）をめぐる、会場となったホテルに支払われた総額が2019年までの5年間に計約2300万円に上ったのに対し、参加者からの会費（1人5000円）徴収額は計1400万円余にとどまり、その差額約800万円超を安倍氏側が補填していた可能性がある。とみて、東京地検特捜部が捜査している。また、ホテル側は、安倍氏側から差額を受領したことを示す領収書を作成し、安倍氏側に渡していたといい、特捜部も領収書の存在を把握しているという。

疑惑に火をつけた田村智子参議院議員（日本共産党）は同日のツイッターで「検察がホテルの領収書などを押さえればすぐにわかること、と取材にも答えてきたが、その通りになった。総理が現職の



左／東京地検に刑事告発した『「桜を見る会」を追及する法律家の会』＝2020年5月21日。右／「桜を見る会」および前夜祭への参加申し込みを受け付けた山口県下関市東和町にある安倍晋三事務所。（撮影／いずれも片岡伸行）

片岡 伸行

時に動いてほしかった。昨年11月8日の予算委員会から1年、やっと闇に光が刺し（ママ）始めた」と発信した。

真っ赤な嘘

これまで安倍氏は首相の当時、「安倍事務所」の職員が参加者から会費を徴集し、ホテル名義の領収書を書き、ホテル側へ渡した。後援会としての収入や支出は一切ないから、政治資金収支報告書への記載の必要はない。事務所を確認を行なった結果、ホテル側から明細書等の発行はなかった。事務所側が（会費の）補填したという事実もまったくない。昨年11月20日の衆院本会議や今年1月、2月、3月の衆院予算委員会などの答弁で繰り返していた。

安倍氏側が差額を補填し、その領収書をホテル側が安倍氏側に渡していたことが事実だとすれば、これらの答弁は真っ赤な嘘ということになる。しかも、嘘というだけでなく、法違反が濃厚になる。

前夜祭参加費の補填については、野党側の追及だけでなく、全国弁護士や法学者らでつくる「桜を見る会」を追及する法律家の会が5月と8月に計941人の告発人により東京地検に安倍氏と秘書2人を刑事告発。告発状に

よるとホテルでの800人規模の宴会を開く場合、参加者1人当たりの単価は最低でも1万1000円とされることから、安倍後援会が正規料金との差額分をホテルに支払っていたなら、その差額相当分の酒食の提供は公職選挙法199条の5第1項により禁止される。後援会員への「寄附」に該当することは明らかである、と指摘していた。つまり、差額の補填が明らかになれば、政治団体である後援会の収入と支出を記載するよう定めた政治資金規正法12条違反の疑いだけでなく、前述の公選法違反にも問われる可能性がある。

今後の焦点は検察が立件するかどうかだが、立件しなければ疑惑は解明されることなく闇に葬られる。立件のためにも検察は、秘書への「任意聴取」だけでなく強制捜査に乗り出すべきだろう。「法律家の会」ではすでに林真琴検事総長と東京地検宛に「強制捜査も含む徹底した捜査と刑事責任追及」を求める署名計約1万5000筆超を提出している。

一方、今回の検察側の動きは、これまで疑惑に蓋をしてきた菅義偉首相の政治姿勢と国会運営にも大きな影響を与えそうだ。

かたおか のぶゆき・記者